

令和2年度第1回七飯町地域公共交通活性化協議会

日時：令和3年3月24日 10時00分～

場所：七飯町文化センター 201大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 事務局紹介
- 6 議事
 - (1) 七飯町地域公共交通活性化協議会規約案について（資料2）
 - (2) 七飯町地域公共交通活性化協議会財務規程案及び事務局規程案について（資料3・4）
 - (3) 副会長及び監査員の選任について
 - (4) 令和2年度及び3年度七飯町地域公共交通活性化協議会予算案について（資料5-1・5-2）
 - (5) 令和3年度のスケジュール案について（資料6）
 - (6) 七飯町地域公共交通計画案の作成について（諮問）（資料7）
 - (7) その他

※配付資料

- 資料 1：七飯町地域公共交通活性化協議会委員名簿
資料 2：七飯町地域公共交通活性化協議会規約
資料 3：七飯町地域公共交通活性化協議会財務規程
資料 4：七飯町地域公共交通活性化協議会事務局規程
資料5-1：令和2年度及び3年度七飯町地域公共交通活性化協議会予算案
資料5-2：七飯町地域公共交通計画素案作成業務（案）
資料 6：令和3年度スケジュール案
資料 7：七飯町地域公共交通計画（案）の作成について（諮問）

七飯町地域公共交通活性化協議会 委員名簿（案）

No.	規約区分	所属	役職	委員氏名
1	1号委員 国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長の 指定する職にある職員	国土交通省北海道運輸局函 館運輸支局	首席運 輸企画 専門官	經 亀 真 利
2	2号委員 国土交通省北海道開発局函館開発建設部長 の指定する職にある職員	国土交通省北海道開発局函 館開発建設部道路計画課	課長	今 野 秀 一
3	3号委員 北海道渡島総合振興局長の指定する職にあ る職員	北海道渡島総合振興局地域 創生部地域政策課新幹線推 進室	室長	鈴 木 健 司
4	3号委員 北海道渡島総合振興局長の指定する職にあ る職員	北海道渡島総合振興局函館 建設管理部事業室道路課	課長	田 中 修
5	4号委員 北海道警察函館方面函館中央警察署長の指 定する職にある職員	北海道警察函館方面函館中 央警察署交通第一課	課長	久保田 貴 行
6	5号委員 一般乗用自動車運送事業者が組織する団体	一般社団法人函館地区ハイ ヤー協会	会長	横 田 有 一
7	6号委員 一般乗合自動車運行事業者及び一般貸切自 動車運送事業者が組織する団体	函館地区バス協会	会長	森 健 二
8	7号委員 事業用自動車の運転者が組織する団体	函館地区交通運輸産業労働 組合協議会	事務局 長	大 岩 伸 一
9	8号委員 北海道旅客鉄道株式会社函館支社長の指名 する職員	北海道旅客鉄道株式会社執 行役員函館支社	企画次 長	神 林 辰 法
10	9号委員 社会福祉法人七飯町社会福祉協議会	社会福祉法人七飯町社会福 祉協議会	会長	伊 藤 千 恵 子
11	10号委員 七飯町商工会	七飯町商工会	会長	川 又 修 治
12	11号委員 住民又は利用者を代表する者	七飯町本町地区町内会連合 会	会長	櫻 井 宏 三
13	11号委員 住民又は利用者を代表する者	七飯町大中山連合町内会	会長	澤 田 孝 平
14	11号委員 住民又は利用者を代表する者	七飯町大沼地区連合町内会	会長	三 箇 俊 昭
15	11号委員 住民又は利用者を代表する者	七飯町老人クラブ連合会	副会長	荒 井 脩 士
16	12号委員 七飯町副町長	七飯町	副町長	宮 田 東

七飯町地域公共交通活性化協議会 事務局名簿

役職	所属	氏名
事務局長	七飯町総務部長	釣 谷 隆 士
事務局次長	七飯町総務部政策推進課長	中 村 雄 司
事務局員	七飯町総務部政策推進課地域活性係長	花 巻 亘
事務局員	七飯町総務部政策推進課地域活性係	高 橋 俊

七飯町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 七飯町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議として設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、亀田郡七飯町本町6丁目1番1号七飯町役場内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の設置の趣旨に基づき次の業務を行う。

- （1）法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び変更の協議に関すること。
- （2）計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3）計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関すること。
- （5）町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- （6）協議会の運営に関すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、当協議会が必要と認めること。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる委員又は団体を代表する委員をもって構成し、町長が委嘱する。

- （1）国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長の指定する職にある職員
- （2）国土交通省北海道開発局函館開発建設部長の指定する職にある職員
- （3）北海道渡島総合振興局長の指定する職にある職員
- （4）北海道警察函館方面函館中央警察署長の指定する職にある職員
- （5）一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
- （6）一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者が組織する団体
- （7）事業用自動車の運転者が組織する団体
- （8）北海道旅客鉄道株式会社函館支社長の指名する職員
- （9）社会福祉法人七飯町社会福祉協議会
- （10）七飯町商工会
- （11）住民又は利用者を代表する者
- （12）七飯町副町長

(13) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 委員のうち、行政機関の職員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、七飯町副町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員が互選する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、委員が互選する。

2 監査員は、協議会の会計監査を行う。

3 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会の運営に関する事務を処理するため、七飯町総務部政策推進課内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

3 事務局長には七飯町総務部長、事務局次長には七飯町総務部政策推進課長、事務局員には七飯町総務部政策推進課地域活性係の職員をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、協議会の運営及び事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の運営等)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理

の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会の構成員は、協議会で協議が調った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算の編成、現金の出納、契約の締結その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、七飯町の例による。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償として旅費の支給を受けることができる。

2 報酬の額は日額7,100円、費用弁償の額は七飯町職員の旅費に関する条例(平成11年七飯町条例第25号)による2級以上の職員相当額とする。

3 報酬及び費用弁償の支給方法等は、七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成12年七飯町条例第33号)の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(情報公開)

第18条 協議会の情報公開に関しては、会長が別に定めるもののほか、七飯町情報公開条例（平成12年七飯町条例第40号）の例による。

(個人情報の保護)

第19条 協議会が保有する個人情報の取扱いについては、会長が別に定めるもののほか、七飯町個人情報保護条例（平成12年七飯町条例第15号）の例による。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 設置時の委員の任期は、第5条第2号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

七飯町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、七飯町地域公共交通活性化協議会規約第14条第3項の規定に基づき、七飯町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会計年度）

第2条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

（予算）

第3条 協議会の予算は、七飯町からの負担金、他の団体の補助金、寄附金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度の予算を調整し、毎会計年度の協議会において承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正をする必要が生じたときは、予算を調整し、前項の例により協議会の承認を受けなければならない。

（歳入歳出予算科目）

第4条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 年度の途中において、特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

（予算の流用等）

第5条 会長は、歳出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。

（出納員）

第7条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員等は、現金の出納、保管その他必要な手続について適正に処理しなければならない。

（予算の執行）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、出納員が行う。

2 出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算経理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに、協議会の決算を調整し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 事務費	1 事務費
	2 会議費	1 会議費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

七飯町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、七飯町地域公共交通活性化協議会規約第9条第4項の規定に基づき、七飯町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の資料作成に関すること。
- （3）協議会の庶務に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（専決事項）

第3条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例に属すると認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他の協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第4条 事務局における文書の收受、配付、作成、保存その他の文書に関し必要な事項は、七飯町において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第5条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、七飯町において定められている公印取扱いの例による。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の事務の処理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	管理者
七飯町地域公共交通活性化協議会会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 七飯町地域公共交通活性化協議会会長の印 </div>	てん書	21×21	1	事務局長

令和 2 年度 収支予算 (案)

< 収入 >

(単位 : 円)

目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	差引 (A)-(B)	目の内訳
負担金	140,000	0	140,000	・ 七飯町負担金 140,000
補助金	0	0	0	
繰越金	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
計	140,000	0	140,000	

< 支出 >

(単位 : 円)

目	本年度 予算額 (C)	前年度 予算額 (D)	差引 (C)-(D)	目の内訳
事務費	12,000	0	12,000	・ 通信運搬費等 5,000 円 5,000 ・ 振込手数料 440 円×14 件=6,160 円 6,160
会議費	111,000	0	111,000	・ 会議用賄費 飲み物 120 円×19 人×1 回 2,280 ・ 委員報酬 7,100 円×14 名×1 回 99,400 ・ 委員費用弁償 600 円×14 名×1 回 8,400
事業費	0	0	0	0
予備費	17,000	0	17,000	・ 予備費 17,000
計	140,000	0	140,000	

令和3年度 収支予算（案）

<収入>

（単位：円）

目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	差引 (A)-(B)	目の内訳
負担金	6,880,000	140,000	6,740,000	・七飯町負担金 6,880,000
補助金	0	0	0	
繰越金	0	0	0	
諸収入	0	0	0	
計	6,880,000	140,000	6,740,000	

<支出>

（単位：円）

目	本年度 予算額 (C)	前年度 予算額 (D)	差引 (C)-(D)	目の内訳
事務費	62,000	12,000	50,000	・通信運搬費 10,000円 10,000 ・消耗品費 20,000円 20,000 ・振込手数料 440円×72件=31,680円 31,680
会議費	551,000	111,000	440,000	・会議用賄費 飲み物 120円×19人×5回 11,400 ・委員報酬 7,100円×14名×5回 497,000 ・委員費用弁償 600円×14名×5回 42,000
事業費	6,213,000	0	6,213,000	・地域公共交通計画素案作成委託料 一式 5,722,000円 5,722,000 ・ニーズ調査実施用郵便料（3,000通） 配布 342,000円、回収 148,500円 490,500
予備費	54,000	17,000	37,000	・予備費 54,000
計	6,880,000	140,000	6,740,000	

七飯町地域公共交通計画素案作成業務（案）

七飯町地域公共交通計画素案作成業務の内容については、次のとおりとする。

1 業務の目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成に向けた七飯町からの諮問に対して、法第6条第1項に規定する協議会である七飯町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）として地域公共交通計画案を答申するに当たり、町民にとってわかりやすく、かつ、七飯町の地域特性に合った計画案となるよう、関係法令、国及び北海道が示す各種指針等を踏まえ、住民ニーズ調査、既存の地域公共交通の調査分析等を行い、関係機関との調整を図りながら、七飯町地域公共交通計画素案を作成することを目的とする。

2 業務の内容等

(1) 名称 七飯町地域公共交通計画素案作成業務

(2) 支援業務

ア 協議会等の運営支援

協議会への出席、意見の取りまとめ、開催に伴う資料作成及び助言

〈参考〉開催予定数 4回程度

イ 基礎資料及び関連データの整理

(3) 調査業務

ア 現況交通実態調査

① 各地区の人口・世帯の状況整理

② 町内地域公共交通の運行状況整理

イ 既往事業者による運行の分析

お買い物バス等既存事業の運行結果の分析・取りまとめ

ウ 住民ニーズ把握調査

住民ニーズ調査票、発送用封筒及び返信用封筒の作成、印刷及び封入、返送されたアンケートのデータ集計及び分析、調査結果報告書の作成を行うこと。なお、アンケートの発送は協議会で行うものとする。

〈参考〉予定している住民ニーズ調査の発送数 3,000票程度

エ バス乗降調査

① 町内の路線バス乗降調査の実施検討

② 乗降調査票の印刷

③ バス乗降調査結果の分析・取りまとめ


オ 地域公共交通計画素案の作成

協議会での議論、各種調査の分析結果を反映した上、地域の交通課題を整理し、編集・レイアウト・デザイン・図等を含む印刷用版下を作成する。なお、作成に当たっては、イラストや図等を用いたわかりやすいものとする。

(4) 成果品の納品

ア 本編	1部
イ 住民ニーズ調査報告書	1部
ウ バス乗降調査報告書	1部
エ 上記に係る電子データ	一式

地域公共交通計画策定スケジュール案（令和4年度9月中策定）

令和2年12月	法定協議会への移行に向けた報償費等補正予算
令和3年1月	
令和3年2月	
令和3年3月	第1回法定協議会会議
令和3年4月	第2回法定協議会会議
令和3年5月	委託契約
令和3年6月	
令和3年7月	第3回法定協議会会議
令和3年8月	町民ニーズ調査
令和3年9月	
令和3年10月	
令和3年11月	既住事業者運行分析
令和3年12月	第4回法定協議会会議
令和4年1月	バス乗降調査
令和4年2月	
令和4年3月	第5回法定協議会会議・地域公共交通計画素案策定
令和4年4月	第6回法定協議会会議
令和4年5月	補助金申請・委託契約
令和4年6月	意見交換会
令和4年7月	第7回法定協議会会議・パブコメ（8月まで）
令和4年8月	
令和4年9月	第8回法定協議会会議・ <u>地域公共交通計画策定</u>

七 政 策 第 1 2 5 号
令和 3 年 3 月 2 4 日

七飯町地域公共交通活性化協議会
会長 宮 田 東 様

七飯町長 中 宮 安



七飯町地域公共交通計画（案）の作成について（諮問）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画を作成するに当たり、同法第6条第1項の規定に基づき、その案となる七飯町地域公共交通計画（案）の答申を賜りたく、必要な調査、協議等を行っていただきますようお願いいたします。

七飯町総務部政策推進課地域活性係

TEL：0138-65-5792

FAX：0138-66-2054

Mail：122-chiki-k@town.nanae.hokkaido.jp